

群馬の土地改良

No.253 令和3年2月1日



新年のご挨拶

群馬県土地改良事業団体連合会会長 熊川 栄

新年あけましておめでとうございます。

会員並びに関係者の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

平素より本会の運営に格段のご高配を賜りますとともに、農業農村整備事業の推進に多大なるご尽力とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年より、新型コロナウイルス感染症の拡大という新たな脅威が襲い、社会経済にも大きな影響が生じており、日常生活を過ごすことの大切さを改めて考えさせられた一年でありました。安心して生活できる日が一日も早く回復することを切に願うばかりであります。

このような中、年末にはたいへん喜ばしいニュースがありました。本会会員である天狗岩堰土地改良区が管理する「天狗岩用水」が、世界かんがい施設遺産に登録決定となりました。誠におめでとうございます。

一方、昨年も6月から9月の豪雨により、農地・農業用施設にも大きな被害を及ぼしました。頻発する自然災害に備えるためにも農村地域の防災・減災対策の推進が重要な課題となっております。

こうした社会情勢のなか、昨年末に閣議決定された国の予算は、防災・減災、国土強靱化のため令和7年度までの5ヶ年加速化対策とコロナ禍での食料安全保障や国土の保全等が盛り込まれており、農業農村整備事業予算は令和2年度の第3次補正予算と令和3年度当初予算を合わせて6,300億円が確保されました。

県におかれましては「群馬県農業農村整備計画2020」に基づき、農業生産基盤の整備や防災重点ため池の豪雨・地震対策、また中山間地域の振興など各種の施策が展開されているところであります。

本会といたしましても国や県の施策に呼応し、関係機関と連携を図りながら会員皆様方の負託に応えられるよう努力して参りますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により一年延期となりました第43回全国土地改良大会群馬大会は、本年10月6日に高崎市内の「Gメッセ群馬」にて開催を予定しております。新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束により、皆様を安心してお迎えできるよう万全の体制により準備を進めておりますので、多くの皆様にご参加いただきますよう心よりお待ち申し上げます。

結びに、今年一年が皆様にとりまして実り多き年となりますよう、ご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年にあたって

全国土地改良事業団体連合会会長 二階 俊博

令和3年の年頭に当たり、土地改良に携わる全国の皆様に、謹んで新年のご祝詞を申し上げます。昨年、新型コロナウイルスが世界各国で感染拡大し、新しい生活様式、新しい仕事の仕方が求められる等、これまで経験したことのない一年となりました。

また、7月の豪雨や台風による暴風雨により、全国で多くの被害が発生しました。お亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された多くの皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

被災された方々の生活を一刻も早く回復していくためには、被害を受けた農地や農業用施設の復旧・復興が第一に重要であり、日頃から土地改良に携わる皆様方には、全国各地で復旧・復興の先頭に立っていただいていることについて、心から敬意を表します。

全国で32カ所のため池が決壊した「平成30年7月豪雨」を契機として、全国のため池の関係者の方々から、ため池の防災工事を推進するための財政的・技術的な支援を求める声が高まり、昨年6月、ため池に関する特別措置法が議員立法として成立致しました。この議員立法の成立には、多くの国会議員の皆様の御尽力を頂きましたが、中でも進藤金日子・宮崎雅夫両参議院議員には、法案の検討段階から中心となって御活躍頂きました。土地改良関係者が一丸となって、全力で対応した結果であったと思います。心から厚く御礼を申し上げます。

さて私は、本会の会長に就任して以来、「闘う土地改良」を掲げて参りました。そして組織一丸となって闘った結果、補正予算などを含めまして、大幅削減前を大幅に上回る予算を確保することが出来ました。

令和3年度予算につきましては、農業農村整備の着実な推進を求める全国の皆様からの熱意ある要請活動により、政府予算案においては、4,445億円を確保することができました。さらに、令和2年度の補正予算を含めると6,300億円となります。また、防災・減災の為に国土強靱化対策が延長され、新たな5ヶ年加速化対策として、15兆円が予算化されることとなりました。

皆さまの活動に深く敬意を表しますと共に、心から御礼を申し上げます。

いま、全国の農業農村では、過疎化・高齢化、担い手不足に加え、地域活力の低下などの課題が山積しております。また、コメなどを巡る先行き不安から、状況が一段と厳しくなっております。一方で、全国で農業水利施設の老朽化が進行しており、食料生産の増大、非食料用米への転換に支障を来すばかりでなく、国民の生命や財産にも多大な損害をもたらすのではないかと危惧されております。

また、近年、自然災害が大規模化、多発化する傾向にあり、農地・農業用施設でも大変大きな被害が続いています。

これらの農業農村の危機的な事態に鑑み、昨年3月に新しい「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、農業者はもとより国民の皆様方に農業・農村の現状、課題を理解いただき、食糧供給や国土保全などの多面的な役割を果たす農業・農村は「国の礎」との認識を分かち合い、国民全体で農業、農村を次の世代につないでいくこととされました。

私たち土地改良担当者としては、これら政府の動きと軌を一にして、これまで培ってきた技術と蓄積された経験を活用し、「闘う土地改良」を活動の基本におきつつ積極的に貢献していくことが重要であると考えており、加えて、水土里ネットが農業農村を守り、発展させていくことの重要性について広く国民の皆様方にアピールし、共感を得ていく努力が必要と考えます。皆様と一体となって取り組み、所期の成果が得られますよう、引き続き奮闘して参りたいと思います。

最後になりますが、本日、輝かしい年の初めに当たり、本年も農業農村が活力を得て、一層発展しますようご期待申し上げますとともに、新型コロナウイルスの不安が払拭され、本年が全国の皆様にとってよき年であり、日々健やかに過ごされますようご祈念申し上げます、私の新年のご挨拶といたします。



新年知事あいさつ

群馬県知事 山本 一太

明けましておめでとうございます。

群馬県土地改良事業団体連合会の会員の皆さまには、健やかな新年をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

また日頃から本県農業・農村の振興発展はもとより、県政全般にわたりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

去年は、新型コロナウイルス感染症に加え、豚熱(CSF)の発生など、危機対応に多くの時間と資源を費やした一年でした。新型コロナウイルス感染症は秋口から新たな感染の波が全国を襲い、予断を許さない状況が続いています。また豚熱についても油断できない状況です。今後も自然災害を含め、気候変動によりさまざまな危機管理事案が常態化すると考えております。こうした事態にしっかり対応するため、さらなる備えを進めていきます。

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、世界の様相を一変させました。今後このウイルスとの厳しい戦いが続きます。この状況下における知事の最大の使命は、県民の皆さまの健康と命を守ることです。また同時に皆さまの暮らしも守っていく必要があります。感染拡大の防止対策に全力で取り組むのは当然ですが、地域の経済活動を止めることはできません。感染防止の対策と経済活動の両立は難しいかじ取りですが、群馬県と県民を守り抜くために、何としてもやり遂げなければなりません。引き続き、県民の皆さまのご理解とご協力をいただき、力を合わせて、オール群馬で今回の未曾有の危機を乗り越えていきたいと思っています。

昨年12月、20年後の本県が目指す姿を描く新・群馬県総合計画の「ビジョン」を策定しました。今年、これを県政の羅針盤として「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての県民が誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」の構築を目指します。そして、その原動力となる柱は「始動人を育む教育イノベーション」とみんなで知恵を出し合う「官民共創コミュニティ」です。

公立学校における1人1台のパソコンがまもなく県内全ての市町村で整備されます。また昨年整備した県庁32階の官民共創スペース「NETSUGEN(ネツゲン)」は、さまざまな分野の人たちが集まり、地域課題を解決するモデルを生み出す「官民共創コミュニティ」の中核となる場所です。これらは、多様な個性を持った人材の育成に寄与し、群馬の未来を大きく発展させるものと確信しています。

ニューノーマルな社会において、本県はさらに輝けるポテンシャルを秘めています。今後も、新型コロナウイルス感染症や自然災害等から県民の命を守るために全力を尽くすと同時に、県民の皆さまがワクワクするような取り組みをさらに加速させていく考えです。

会員の皆さまには、引き続き県政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、新しい年が、皆さまにとって健康で幸多い年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

令和3年1月



新年のご挨拶

群馬県農政部長 横室 光良

明けましておめでとうございます。

群馬県土地改良事業団体連合会の会員のかみなにおかれましては、健やかな新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

また、平素より群馬県農政の推進にあたりまして、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、台風の上陸はなかったものの、6月から9月に発生した豪雨において、北毛地域を中心に農地・農業用施設の被害が発生しました。さらには、9月26日に豚熱（CSF）が発生するなど、頻発する自然災害に対して、日頃からの防災・減災への備えが重要であることと、特定家畜伝染病発生時における迅速な防疫措置の必要性を改めて認識した一年でした。

農業・農村を取り巻く環境は、担い手不足や高齢化、グローバル化の進展、コロナ禍における需要の減少など、多くの課題に直面しています。

こうした中、現在、次期「群馬県農業農村振興計画」を策定しており、現状の課題に対応すべく、新たな視点を踏まえ、未来につながる担い手確保と経営基盤の強化や次世代につながる収益性の高い農業の展開、豊富で多彩な県産農畜産物の需要拡大、魅力あふれる農村の持続的な発展、さらには、ニューノーマルがもたらす農村の新たな価値の創出など、農業農村振興の各施策を展開することで、「未来に紡ぐ！豊かで成長し続ける農業・農村の確立」を目指し農政部一丸となって取り組む所存であります。

また、農業農村整備につきましては、「群馬県農業農村整備計画2020」に基づき「豊かで成長し続ける安全安心な農業・農村づくり」に向けて、収益性向上を図る生産基盤整備や防災重点ため池の豪雨・地震対策、地域資源を活かした中山間地域の振興などに取り組んで参ります。

そして、今年の10月には「全国土地改良大会群馬大会」が開催されます。全国から多数の関係者が集まり、県の魅力発信や県産農産物の需要拡大などにつながることからしっかりと対応して参ります。

これらの施策を推進していくためには、会員の皆さまと行政等が連携・協働し、一体となって取り組むことが不可欠でありますので、今後とも、力強いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員の皆さまのご健勝とご活躍を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

令和3年1月



新年のご挨拶

群馬県県土整備部長 岩下 勝則

謹んで新年のお祝いを申し上げます。

群馬県土地改良事業団体連合会会員の皆様には、平素より県土整備行政、とりわけ農業集落排水事業をはじめとする汚水処理事業の推進にあたり多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、令和元年東日本台風による被災箇所の日も早い復旧に向けて全力で取り組んだ一年でした。また、新型コロナウイルスの感染拡大といった新たな危機に直面する中、公共事業にあっては、社会の安定維持のために継続が求められるなど、会員の皆様におかれましては多大なる御尽力を頂いた一年でもあり、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

昨年12月には、令和元年東日本台風による甚大な被害を契機に、見直しを進めていた「ぐんま・県土整備プラン2020」を策定・公表することができました。

今年は、新たな県土整備プランのスタートの年として、頻発化・激甚化する気象災害といった新たな脅威にしっかりと対応できる「災害レジリエンスNo.1」の実現に向けて、ハードとソフトが一体となった防災・減災対策をより一層加速して参ります。

特に、水害対策としては、今後3か年で令和元年東日本台風で溢れた鐙川などの堤防嵩上げを完成させるとともに、今後5か年で氾濫により甚大な被害が想定される利根川などの河川改修を完成させるよう緊急的かつ重点的に取り組んで参ります。

また、汚水処理施設を安定的に維持するためには、広域化・共同化に取り組む必要があり、農業集落排水施設においても、施設の特性や地域の実情を踏まえ、改築・更新整備に併せ、統廃合について関係市町村と連携し、計画的に進めて参ります。

新たな県土整備プランに掲げる、「災害に強く、安定した経済活動が可能な群馬県」の実現に向けて、社会資本の整備と維持管理に、引き続きしっかりと取り組んで参りますので、会員の皆様におかれましては、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新型コロナウイルス感染症の日も早い終息と本年に開催が予定される東京オリンピックを契機とした景気・雇用情勢の回復、そして、農業農村整備事業の益々の発展と、皆様の御健勝と御活躍を祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。



新年のご挨拶

全国水土里ネット会長会議顧問

参議院議員 **進藤 金日子**

明けましておめでとうございます。群馬県の皆様には、今年の「進藤金日子と農山漁村を考える会」等の政経セミナーへのご協力をはじめ、日頃から大変お世話になり、新年を迎えるに当たり衷心より感謝申し上げます。

去年は、新型コロナウイルス感染症に翻弄された一年でした。去年、新年を迎えた時には、まさかこのような事態に陥るとは誰もが想像だにしていなかったと思います。まずは、このコロナ禍を国民一体となって乗り越え、克服することが最重要課題です。

さて、令和2年度第3次補正予算と令和3年度予算の政府案が閣議決定されました。まずは、3か年緊急対策に引き続き「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が事業規模15兆円程度で実施されることになりました。土地改良予算に関しては、令和3年度に執行可能な予算として全国各地域の要請に基づき、補正と当初を合わせて6,300億円確保できました。令和2年度第3次補正予算は1,855億円であり、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施関連で700億円、防災・減災、国土強靱化と災害復旧の推進関連で1,155億円計上されています。また、令和3年度予算は4,445億円であり、食料安全保障の確立と国土保全等を図ることが明確化され、収益性・防災性の向上に資する農地の大区画化、水田の畑地化・汎用化、農業水利施設の維持・保全等を実施する土地改良事業を重点的に推進することとしています。また、防災・減災、国土強靱化の推進に関連して、激甚化する災害に備えるため、ため池や農業水利施設の整備を推進することとしています。更にポストコロナを見据えた農村の定住条件を整備する農村整備事業も盛り込まれています。これら予算案については、通常国会で審議されますが、まずは令和2年度第3次補正予算の早期成立に向けて全力を尽くし、令和3年度予算の年度内成立に向けて努力して参る所存です。

去年は、宮崎雅夫参議院議員と連携して一定の成果を出すことが出来ました。「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の議員立法による制定、自民党農村基盤整備議員連盟（二階俊博会長）として「農業農村の振興を先導する土地改良」（全国事例集）の発刊できたこと、自民党女性局機関誌の「りぶる」での土地改良特集の実施などが挙げられます。加えて、土地改良関係者をはじめ多くの方々から様々なご意見をお聴きし、こうした声を国会質問に反映したり、自民党部会等で発言したり、農水省に直接伝えることなどにより、課題解決の一助となった例も多くなってきました。引き続き緊張感を持って農業・農村の振興に向け、しっかりと活動を進めて参る所存です。

群馬県の皆様にとって本年が素晴らしい年でありますよう祈念いたしますとともに、更なるご指導とご支援をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

全国水土里ネット会長会議顧問

参議院議員 宮崎 雅夫

明けましておめでとうございます。群馬県の土地改良関係の皆さまに謹んで初春のお慶びを申し上げます。

皆さま方には、平素より土地改良の推進、農業農村の活性化にご尽力いただいておりますことに敬意を表しますとともに、私の国政活動に甚大なるご支援を賜り心より感謝申し上げます。また、去年は全国的に新型コロナウイルス感染症や豪雨災害など、例年にも増して厳しい状況に見舞われましたが、影響や被害等に遭われた方々に衷心よりお見舞い申し上げますとともに、速やかな回復や復旧に向け私も最大限の努力をしてまいり所存です。

さて、去年の通常国会では、近年の頻発化、激甚化する自然災害対策への全国各地からのご要望を踏まえ、進藤金日子参議院議員と取り組んだ議員立法「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の成立により新たな法的枠組みをつくることができました。これを受けて11月には農林水産大臣、総務大臣、防災担当大臣による三大臣会合が持たれ、地方財政措置の拡充など事業推進に向けた対応が進められています。

また、皆さまが特にご関心の、防災・減災、国土強靱化対策については、現行の3カ年緊急対策に続き令和7年度までの5カ年加速化対策として、激甚化する風水害等対策、予防保全に向けた老朽化対策、国土強靱化対策のデジタル化など、取組のさらなる加速化、深化を図ることとしており、防災重点農業用ため池や農業水利施設等の老朽化対策、予防保全が加速化されることとなります。

農業農村整備関係予算については、皆さま方のご尽力をいただきながら、総額6,300億円（当初4,445億円、補正：国土強靱化加速化対策1,155億円、TPP対策700億円）を確保することができました。1月に開会される通常国会では、これら予算ならびに関連法案の早期成立に向け、引き続き努力して参る所存です。

また、コロナ禍の中で生まれつつある都市から農村への人の流れをとらえ、農村インフラの持続性確保や情報通信環境整備などにもしっかりと取り組んでいかなければなりません。さらに、多くの食料を海外に依存している我が国にとって食料安全保障は重要な課題であり、食糧自給率向上に向けた取組と併せて生産性の高い農地や農業水利施設を次世代にしっかりと引き継いでいかなければなりません。これからも進藤金日子議員とともに、農業農村を守り発展させていくため、土地改良の計画的な推進と予算の安定的確保に向け、皆さま方からご指導をいただきながら努力してまいります。

結びに、群馬県の皆さまのご健勝とご多幸を心より祈念するとともに、本年も変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げ新年の挨拶といたします。

令和2年度 土地改良区等役職員研修会

令和2年11月4日(水)、高崎市「Gメッセ群馬メインホール」において、農業農村整備の円滑な推進と土地改良区の運営管理を行う役職員の技術向上を図ることを目的とした「土地改良区等役職員研修会」を開催しました。

本研修会は、新型コロナウイルス感染症への対策として、Gメッセ群馬の利用ガイドラインに基づき、感染拡大防止対策をとって開催しました。

熊川会長による開会の挨拶に続き、群馬県農政部農村整備課 松井課長から挨拶をいただき、全国水土里ネット会長会議顧問であり、参議院議員の進藤金日子様よりリモートで挨拶をいただきました。

研修は、下記の通り行われ、145名の参加者は、熱心に受講されました。



研修科目	講 師
全国土地改良大会群馬大会について	群馬県土地改良事業団体連合会 参 事 片山 茂
土地改良法の改正内容について	群馬県農政部農村整備課 管理指導係補佐 齊藤 守 様
群馬県農業農村整備計画2020について	群馬県農政部農村整備課 企画係補佐 綾部 賢二 様
土地改良区統合整備（合併）事例紹介	広瀬桃木両用水土地改良区 事務局長 左部 信二 様
土地改良区の複式簿記会計移行後の決算関係書類について	群馬県土地改良事業団体連合会 総務課補佐 岡 聡史

いただいた質問と回答

【土地改良法の改正内容について】

Q：定款、規約、細則等について改正内容がわかるものはありますか。

A：土地改良法改正に伴い、国から定款例、規約例、利水調整規定例等が示されたことから、各農業事務所農村整備課等を通じて、各土地改良区等へ情報提供しているところです。

各土地改良区においては、定款例等を基に改正が必要な事項を確認しながら改正作業をしていただいていると思いますが、「この条文は改正する必要があるのか」、「どのように改正したらいいのか」、「改正例がないけどどう改正したらよいのか」などがありましたら農業事務所農村整備課等にご相談ください。

【群馬県農業農村整備計画2020について】

Q：長寿命化対策に含まれる農業水利施設はどこまでですか。

A：群馬県が事業主体として対策する基幹水利施設（末端支配面積100ha以上〔水田〕）を対象としています。しかし、農業水利施設は、取水施設から末端まで正常に機能するため、農業水利施設の長寿命化対策の対象は、基幹水利施設以下の地域農業水利施設（末端支配面積10ha以上〔水田〕）やその下流の末端水利施設まで含みます。

【土地改良区統合整備（合併）事例紹介】

Q：賦課金が増収とならないのに管理する施設が増えてしまうが土地改良区のメリットはなんですか。

A：合併により重複する受益地の解消及び組合員の経費負担の軽減を図ることを大きな目的としています。

附帯施設整備事業により、施設管理や賦課徴収業務の労力節減が図られると考えています。

農業農村整備の集い

令和2年11月20日(金)、東京都千代田区「シェーンバッハ・サボー」において、「農業農村整備の集い」―農を守り、地方を創る予算の確保に向けて―が、全国水土里ネット、都道府県水土里ネットの共催により新型コロナウイルスに対する感染防止を考慮した砂防会館のガイドラインに沿って開催されました。

集いは、全国の土地改良区並びに市町村、都道府県水土里ネットから440名の参加があり、本県から8名が参加しました。

全国水土里ネット 二階会長の開会の挨拶に続いて、野上農林水産大臣、森山自民党国会对策委員長、塩谷自民党農林食料戦略調査会長、西川内閣官房参与、都道府県水土里ネット会長会議 進藤・宮崎両顧問から挨拶がありました。

続いて、本会の村上常務理事より、要請書案が読み上げられ、満場一致で採択されました。

来場の国会議員、農林水産省農村振興局幹部のご紹介後、事例発表として、水土里ネット女性の会 萩原会長（水土里ネットやまなし）より設立状況と活動方針の報告があり、本会の熊川会長による「ガンパロウ三唱」で閉会しました。

また、本県参加者は、集い開催に併せ本県選出国會議員に要請活動を行いました。



全国水土里ネット 二階会長 挨拶



本会 村上常務理事による要請書の朗読



水土里ネット女性の会 萩原会長による事例発表



本会 熊川会長による「ガンパロウ三唱」

令和2年度「第2回理事会」

令和2年11月25日(水)、高崎市「Gメッセ群馬メインホールC」において新型コロナウイルス感染拡大対策のもと第2回理事会を開催しました。

熊川会長の挨拶に続き、来賓として出席された群馬県農政部農村整備課 松井課長から挨拶をいただきました。

理事会は、理事7名、監事2名の出席のもと行われ、提出議案は、原案のとおり議決されました。



◆議 事◆

議案第1号 令和2年度（第2回）収入支出補正予算について

議案第2号 会計指導員が行う土地改良区の指導監査に関する実施規程の制定について

令和2年度「第2回監事会及び監査」

令和2年12月21日(月)、本会において、新型コロナウイルス感染拡大対策のもと令和2年度「第2回監事会及び監査」を開催しました。

監査では、若田部代表監事から「調査・確認、協議をした結果、諸帳簿など特に問題はなく、概ね良好と認め、業務執行にあたっては、今後とも細心の注意を払うとともに、会員からの信頼のおける連合会であってほしい」との監査結果報告がありました。



◆議 事◆

第1号 監査の実施計画について

第2号 監査結果の処理方法について

第3号 その他監事が必要と認めた事項について

◆監査事項◆

(1) 令和2年度業務に関する事項について

(2) 令和2年度会計経理に関する事項について

役員退任のお知らせ

退 任 日	役 職 名	氏 名	その他の役職名
令和2年8月7日	理 事	平田 英勝 様	群馬用水土地改良区 前理事長
令和2年10月30日	副会長理事	栗林 照策 様	八坂堰土地改良区 元理事長

群馬県土地改良事業団体連合会農業農村整備部会及び 会計指導員が行う土地改良区の指導監査説明会

令和3年1月29日(金)「群馬県JAビル」において、令和2年度群馬県土地改良事業団体連合会農業農村整備部会及び会計指導員が行う土地改良区の指導監査説明会が開催されました。

部会は、熊川部会長による挨拶で始まり、来賓として、群馬県農政部農村整備課 松井課長、富澤水利保全対策主監が出席されました。熊川部会長が議長となり、議題1「令和元年度事業報告について」承認され、議題2「ぐんま水土里ネット女性の会について」報告がありました。

報告のなかでは、土地改良区職員と群馬県職員の3名の女性職員の方に女性の会に期待することなどを発表していただき、これからの活動について協力を求めました。

次に、県の情勢報告として「農業農村整備をめぐる情勢について」松井課長から挨拶をいただいた後、説明があり、77名の参加者は熱心に聞いていました。

指導監査説明会では、改正土地改良法における「土地改良区の員外監事の選任」の例外要件に対応するため、令和3年度より実施する「会計指導員が行う土地改良区の指導監査」の内容について、本会総務課 岡補佐が説明し、77名の参加者は熱心に聞いていました。



群馬県土地改良事業団体連合会農業農村整備部会



会計指導員が行う土地改良区の指導監査説明会

令和2年度 多面的機能支払交付金事務及び安全研修会

令和2年度多面的機能支払交付金事務及び安全研修会が、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮するため、以下のとおり管内毎に分散して開催されました。開会にあたり、群馬県農政部農村整備課 富澤水利保全対策主監から挨拶がありました。研修会は、寺村労働コンサルタント事務所より講師をお招きし、共同活動で使用する機械（草刈機など）についての安全使用に関する研修がメインに行われ、活動組織や関係者382名が参加し、熱心に耳を傾けていました。

研修内容	講 師
安全研修会	寺村労働コンサルタント事務所 寺村 裕司 様
事務研修会	群馬県農政部農村整備課施設保全係
・制度変更について	主幹 田村 篤史 様
・適切な運営事務について	群馬県水土里保全協議会（群馬県土地改良事業団体連合会）
・県優良活動表彰地区について	係長 中川 勲

開催日程及び研修会場

研修日	参集範囲	研修会場
9月17日(木)	中之条町・長野原町 嬬恋村・東吾妻町	東吾妻町コンベンションホール「ふれあいの館」 (吾妻郡東吾妻町大字原町1046)
9月25日(金)	桐生市・太田市・みどり市・館林市・板倉町 明和町・千代田町・大泉町・邑楽町	邑楽町中央公民館 ホール (邑楽郡邑楽町大字中野2569番地1)
9月30日(水)	前橋市・伊勢崎市・玉村町 渋川市・榛東村・吉岡町	群馬会館 ホール (前橋市大手町2-1-1)
10月6日(火)	高崎市・藤岡市・富岡市 安中市・下仁田町・甘楽町	Gメッセ群馬 2階 メインホールA (高崎市岩押町12番24号)
12月4日(金)	沼田市・片品村・川場村 昭和村・みなかみ町	利根沼田文化会館 大ホール (沼田市上原町1801番地2)



広瀬桃木両用水土地改良区と 八坂堰土地改良区との吸収合併が成立

【合併の目的】

令和2年10月30日に群馬県知事の合併認可を受けて、広瀬桃木両用水土地改良区と八坂堰土地改良区との吸収合併が成立し、新たな『広瀬桃木両用水土地改良区』として力強い第一歩を踏み出すことになりました。

これまで重複する土地改良区として相互に協調してそれぞれ活動してまいりましたが、この重複した受益地を解消することで組合員の経費負担の軽減を図ることになり、土地改良区の組織体制の強化と維持管理体制の基盤を確立することになります。

【合併の経緯】

- 令和元年10月 臨時総代会で統合整備協議会設立議案を議決
- 令和2年1月16日 統合整備協議会設立総会を開催
- 令和2年7月9日 合併予備契約書調印式（右写真は調印式）
- 令和2年8月 関係土地改良区の臨時総代会で合併決議
- 令和2年10月30日 土地改良区の吸収合併が成立
（会議開催状況）
- 令和元年7月～令和2年4月 合同役員会及び勉強会（4回）
- 令和元年10月～11月 統合整備検討会を開催（2回）
- 令和2年1月～6月 統合整備協議会を開催（3回）



【土地改良区の概要】

広瀬桃木両用水土地改良区の受益地は、群馬県の中南部に位置し赤城山南麓より利根川左岸に沿い、東南に傾斜する平坦な東西約8km、南北約28kmに及ぶ関東平野北部の水田地域です。利根川を水源として中央に広瀬川、東流に桃木川の清流で農業を営んでいます。

	合 併 前		合 併 後
改良区名	広瀬桃木両用水土地改良区	八坂堰土地改良区	広瀬桃木両用水土地改良区
対象市町	前橋市、伊勢崎市、玉村町	伊勢崎市	前橋市、伊勢崎市、玉村町
受益面積	2,068ha	(106ha)	2,068ha
組合員数	4,174名	(356名)	4,174名
総 代 数	40名	30名	42名
役 員 数	理事12名、監事4名	理事8名、監事3名	理事13名、監事4名

【附帯施設整備事業】 《統合整備強化対策：土地改良区が行う統合再編整備事業》

整 備 名	整備項目（Ⅱ型）	事業費（千円）	備 考
1. 水管理等施設整備	水管理システム整備	25,000	補助率 国 50% 県 50%
2. 業務運営合理化施設整備	事務機器等整備	1,000	
3. 管理施設情報電子化整備	管理情報システム整備	10,000	
計		36,000	整備年度 令和3,4年度

【理事長の抱負】

八坂堰土地改良区においては、長い歴史と伝統に輝く土地改良区に幕を閉じる決断をされました。今後は新生広瀬桃木両用水土地改良区の躍進に向け、総力を結集して努力してまいります。

天狗岩用水！世界かんがい施設遺産への登録決定

令和2年12月8日（火）、オンラインで開催された第71回ICID国際執行理事会において、水土里ネット天狗岩の管理する『天狗岩用水』が世界かんがい施設遺産に登録されることが決定しました。

県内では、甘楽町の雄川堰、高崎市の長野堰用水に続く3例目です。

慶長6（1601）年、総社藩主となった秋元長朝は、戦乱により荒廃した領地の復興と新田開発を目的に利根川から水を引くことを計画します。慶長9（1604）年、幾多の困難を乗り越え、農民らの協力を得て、天狗岩用水が完成しました。慶長10（1605）年、関東郡代の伊奈忠次は天狗岩用水から自然河川へと注がれる豊富な水を利用して、新たな用水路開削を計画します。慶長15（1610）年、高崎滝村の江原源左衛門の協力を得て、代官堀（滝川用水）が完成しました。

秋元長朝が開削した天狗岩用水と伊奈忠次が開削した代官堀（滝川用水）この2つの用水路の完成により、新田開発が進み、この地は豊かな穀倉地帯へと変化を遂げました。



（秋元長朝が開削した天狗岩用水）



（伊奈忠次が開削した滝川用水）

秋元長朝は利根川と領地の高低差を測るため、提灯測量という手法を用いました。また、利根川に設置した取水口を水害から守るため、越中枠という独自の水制工法を用いており、その技術は、当時としては、先進的かつ卓越した技術の模範となりました。また、天狗岩用水を利根川から取水して、前橋市・高崎市・玉村町の受益農地へと運ぶための一連のシステムが400年以上前に構築されており、その管理方法は現在も受け継がれ、多くの人の手によって守られていることが高く評価されました。

前橋市内の児童は、社会科の授業で天狗岩用水の歴史を学び、社会科見学で史跡を巡ります。

高崎市・玉村町の児童は、滝川用水や江原源左衛門について学び、自分が育った郷土に触れます。

今回の世界かんがい施設遺産登録を契機に多くの人が天狗岩用水の歴史に触れることで、農業用水の重要性を肌で感じ、美しい「天狗岩用水」が次世代へと受け継がれて行くことを切に願います。



（天狗岩用水の歴史を学ぶ児童）

土地改良施設の資産評価に伴う会計処理

土地改良区施設資産評価データ整備事業で整備された情報のうち既に譲与を受けている土地改良施設の会計処理について説明します。

譲与によって受け入れた土地改良施設は、用途について制約が課されていることになり補助金相当額を指定正味財産として計上する。

当期中に譲与によって受け入れた土地改良施設の額は、正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部に所有土地改良施設受贈益として計上する。
【土地改良区会計基準注解（注3）】

【例】

① 令和〇年4月1日に既に譲与を受けている土地改良施設 1,000円の計上（土地改良区負担割合 10%）

(借)	所有土地改良施設 (特定資産)	1,000円	(貸)	所有土地改良施設受贈益 (一般正味財産)	100円
				所有土地改良施設受贈益 (指定正味財産)	900円

貸借対照表

I 資産の部	II 負債の部
固定資産	III 正味財産の部
特定資産	1 指定正味財産
所有土地改良施設 1,000円	所有土地改良施設受贈益 900円
	2 一般正味財産
	所有土地改良施設受贈益 100円

正味財産増減計算書

I 一般正味財産の部	
(1) 経常収入	
所有土地改良施設受贈益 100円	
II 指定正味財産の部	
所有土地改良施設受贈益 900円	

② 決算整理による減価償却費の計上

1) 決算整理により、所有土地改良施設の減価償却費を計上した

※帳簿価額1,000円、耐用年数20年の定額法により減価償却（土地改良区負担割合 10%）

土地改良施設全体の減価償却費 1,000円÷20年＝50円

(借)	減価償却費 (経常支出)	50円	(貸)	所有土地改良施設 (特定資産)	50円
-----	-----------------	-----	-----	--------------------	-----

2) 指定正味財産の減価償却分を一般正味財産へ振り替えた

一般正味財産への振替額 50円×90%(補助金相当割合)＝45円

(借)	一般正味財産への振替額 (指定正味財産の増減)	45円	(貸)	所有土地改良施設受贈益 (一般正味財産)	45円
-----	----------------------------	-----	-----	-------------------------	-----

貸借対照表

I 資産の部	II 負債の部
固定資産	III 正味財産の部
特定資産	1 指定正味財産
所有土地改良施設 950円	所有土地改良施設受贈益 855円
	2 一般正味財産
	所有土地改良施設受贈益 95円

正味財産増減計算書

I 一般正味財産の部	
(1) 経常収入	
所有土地改良施設受贈益 145円	
(2) 経常支出	
減価償却費 50円	
当期一般正味財産増減額 95円	
一般正味財産期首残高 0円	
一般正味財産期末残高 95円	
II 指定正味財産の部	
所有土地改良施設受贈益 900円	
一般正味財産への振替額 △45円	
当期指定正味財産増減額 855円	
指定正味財産期首残高 0円	
指定正味財産期末残高 855円	

◎ポイント

- ・所有土地改良施設は、土地改良区負担分の「一般正味財産」と補助金相当額分の「指定正味財産」に区分される。
- ・土地改良区の1年間の業績は、正味財産増減計算書の「一般正味財産増減の部」で表される。
- ・所有土地改良施設（補助金相当額分）は減価償却により制約が解除されたことになり、所有土地改良施設全体の減価償却費から補助金相当額分（指定正味財産）の減価償却費を一般正味財産の所有土地改良施設受贈益に振り替えることで実質の減価償却費は、土地改良区負担分のみとなる。

会計指導員による土地改良区の指導監査

平成31年4月1日に施行された、改正土地改良法により原則として員外監事の選任が義務付けられました。

本会は、専門的知識及び実務経験を有する者として、会計指導員による指導監査を土地改良区の要望に応じて実施することになりました。

◆実施の方法

本会の会計指導員及び補助員が、土地改良区の定款、規約及び諸規程等を基準として、本会の「会計指導員が行う土地改良区の指導監査に関する実施規程」に基づき実施します。

◆費用

土地改良区の受益面積に応じた補正を行い委託額とします。

受益面積	補正率
1,000ha以上	1.0
500ha以上1,000ha未満	0.8
500ha未満	0.5

◆ご不明な点などがございましたら、総務課までお問い合わせください。

消費税法施行令第74条第8項及び第76条第10項の規定に基づく税務署長への届出について ～課税事業者となっている土地改良区は注意してください～

平成30年の土地改良法の一部改正により、原則全ての土地改良区において貸借対照表の作成が義務付けられました。

これにより、今までの単式簿記から複式簿記へ移行することとなりますが、複式簿記へ移行した場合、消費税法における「資産の譲渡の時期の特例」や「申告書の提出期限の特例」の承認を受けて申告の提出期限を延長している土地改良区は、承認の要件が満たされないことになります。

この特例の承認は自動的に失効するわけではありませんので、土地改良区において「不適用届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。

すでに複式簿記を行っている土地改良区も含め、今一度ご確認をお願いします。

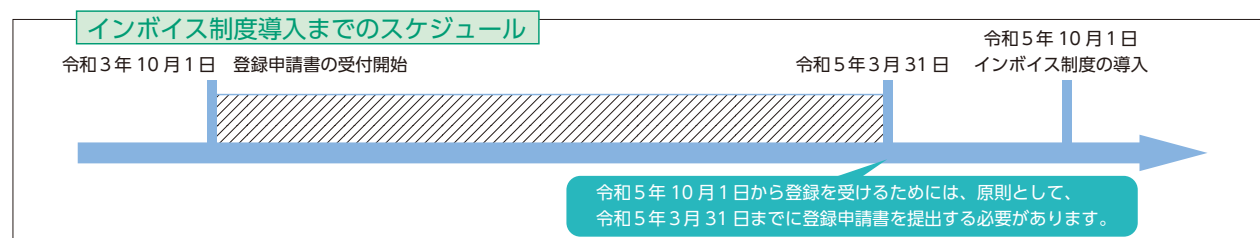
消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

適格請求書（インボイス）とは売手が買手に対して、適用税率や消費税額等を正確に伝えるもので、具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

基準期間（※）の課税売上高が1,000万円を超える土地改良区（連合）は、納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があるため、登録申請に向けた準備をお願いします。

（※）原則として、前々事業年度のことを指します。



※詳細については、国税庁ホームページをご参照ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>)

今後の予定

開催日時	主催者名	行事名	開催場所
2月22日	本会	第3回理事会	群馬建設会館（前橋市）
3月22日	本会	第64回通常総会並びに 第55回土地改良功労者等表彰式	群馬県 JA ビル（前橋市）
3月25日	全国土地改良事業団体連合会	第63回通常総会・全国水土里ネット表彰式	東京都

群馬大会のポスター



夢ふくらまそう・未来はぐくもう
ぐんまの農業農村整備



群馬県土地改良事業団体連合会ホームページ
URL: <http://www.kakasi.or.jp/>

水土里ネット 群馬

本 所 〒371-0844 群馬県前橋市古市町二丁目6番地4
TEL 027-251-4105 fax 027-251-4139

中西部事業所 〒371-0844 群馬県前橋市古市町二丁目6番地4
TEL 027-251-4106 fax 027-251-4222

利根・吾妻事業所 〒378-0031 群馬県沼田市薄根町3507-1
TEL 0278-23-2161 fax 0278-23-2180

東 部 事 業 所 〒370-0392 群馬県太田市新田金井町29
(新田庁舎内)
TEL 0276-55-6185 fax 0276-55-6186